

2018年6月11日「第1回 新任社外役員向けオリエンテーション研修会」報告

2018年6月11日（月）に、「第1回 新任社外役員向けオリエンテーション研修会」が、日本公認会計士協会ホールにおいて開催されました。当日ご参加いただけなかった会員・準会員の皆さまもいらっしゃいますので、当日の概要を、簡単ではございますがご報告いたします。

【プログラム】

- (1) 基調講演①「公認会計士社外役員としての心構えと基本姿勢」
講師：藤沼 亜起 氏（公認会計士社外役員ネットワーク代表幹事）
- (2) 基調講演②「公認会計士社外役員が知っておくべきこと」(※)
講師：増田 明彦 氏（組織内会計士・社外役員会計士担当常務理事）
- (3) パネルディスカッション「新任社外役員として活躍していくために～先輩公認会計士社外役員の経験談」
パネリスト：原 邦明 氏（社外役員会計士協議会専門委員）
藤枝 政雄 氏（社外役員会計士協議会専門委員、
組織内会計士協議会専門委員）
大杉 泉 氏（組織内会計士協議会専門委員）
モデレーター：渡邊 和紀 氏（社外役員会計士協議会専門委員長）

(※) 参考資料（リンク集）：

https://jicpa.or.jp/n_member/exclusive/network/0-0-0-0-20180718.pdf

【概要】

(前半)

冒頭、「公認会計士社外役員としての心構えと基本姿勢」について、藤沼 亜起 氏（公認会計士社外役員ネットワーク代表幹事）にご講義いただきました。本年6月に改訂されたコーポレートガバナンス・コードのうち、特に社外役員に関する部分について解説いただくとともに、コードの趣旨に鑑み、公認会計士社外役員の心構えと基本姿勢についてご講義いただきました。



続いて、「公認会計士社外役員が知っておくべきこと」について、増田 明彦 氏（組織内会計士・社外役員会計士担当常務理事）にご講義いただきました。公認会計士社外役員として、企業・投資家等から期待される役割を果たしていくために知っておくべきことは多くあり、本講義では、社外役員として知っておくべきことの指針を提供することを目的とし、コーポレート・ガバナンス、会計監査等、開示等に関して、最近の動きや情報の入手方法について説明いただきました。また、講義の終わりには、情報のアップデートに役立つ会員マイページの会長報告、会務報告についてのご紹介がありました。

なお、知っておくべきことの参考情報のリンク集を当日は資料としてお配りしており、そちらは、上記の「参考資料（リンク集）」からダウンロードいただけます。



※前半の基調講演は、後日 E-learning で配信いたします。ご関心のある方は、是非ご受講ください。

（後半）

後半のパネルディスカッションでは、原 邦明 氏、藤枝 政雄 氏、大杉 泉 氏をパネリストに迎え、渡邊 和紀 氏にモデレーターとして登壇いただき、「新任社外役員として活躍していくために～先輩公認会計士社外役員の経験談」をテーマに、活発な議論が行われました。当日、特に印象的であった発言をご紹介します。



(1) 社外役員として、就任前に知っておくべきこと

- 会社の3つの機関設計（監査役会設置会社、監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社）と、それぞれの役割・責任の違いを認識し、それをしっかりと理解した上で就任する。
- コーポレートガバナンス・コードは会社が稼ぐための手段であって目的ではない。これが目的になると形式だけのコンプライアが増えてしまう。

(2) 社外取締役、監査役就任時の留意点、心構え

- 規模が小さい会社は成長意欲が高く、ファイナンス、M&Aが取締役会の議題に挙がることが多い。ただ、誰もがその分野の見解を持っているわけではないため、CFO等の担当役員からの説明に対し、適切な質問や意見が言えることが大事。
- 数字が出てきたときに、事前に相談が寄せられる可能性が高い。
- 社内の担当役員は取締役会に議案提案されるに当たって、経営会議等の議論を経ているため、取締役会の場で質問をしたり反対をすることはなかなかできない。そこで、社外取締役としては、例えば、社長の事前了解を得た上で、経営会議等に於いてどういう理由で賛成されたのかということ、担当外の取締役に質問することもある。
- 社内の役員だと、当然になってしまっていて気が付かない点や、社長に対して言いづらいこともある。社外役員として、当然になってしまった会社の議決プロセス等について改善すべき点があれば、指導的な意見を述べることも必要である。
- 「会計監査」と「監査役監査」は似て非なるものである。監査役監査は会計監査より広い概念で、事後の表現ではなく、事前の判断に対し監査を行う。また、例えば法令違反があった際、会計監査上は重要な虚偽表示とならない事項でも監査役監査上は指摘事項になる可能性があるため、幅広い法律知識も必要になる。

(3) 取締役会、監査役会で、公認会計士としての専門家として意見を求められること

- 監査の経験から他社事例、他業界のことを知っているため、そういった点で重宝されることが多い。

- 会計周りの専門家として公認会計士・税理士は認知されている。特に公認会計士は、ビジネス全般について知っているということが強みであり、よく頼りにされる部分であると思う。
- 例えば、法律関係の話になったときに、法律自体の内容が良く分からなくても法律の読み方が分かるという点は大きい。他土業に比べてアドバンテージを感じることが多い。
- 一般論として、公認会計士がファイナンス理論に弱いという印象があり、この点はもう少し勉強した方がいいのではないかと思う。

(4) コーポレートガバナンス・コードが目指すガバナンス改革の進捗状況

- 形式だけコンプライしている企業が多い。コーポレートガバナンス・コードはコンプライすることが目的でなく、会社が成長するための手段である。
- 本来的な趣旨からすれば、コンプライ・オア・エクスプレインではなく、コンプライ・アンド・エクスプレインだと思う。
- 形式的なコンプライかどうかは、株主からみて分からない。実質的なコンプライになっているかどうかについて、社外役員としてしっかりとチェックすることが求められていると感じる。判断・チェックするためには情報入手が必要であるが、情報量の差が常勤と非常勤では大きく違う。情報をどのように集めるのか、ルートを確立する必要がある。

(5) これから社外取締役、社外監査役に就任される皆様への一言

- 外部の方から言われることが2つある。1つ目は、公認会計士だから会計に関することだけ発言すればいいと思っている公認会計士の社外監査役・社外取締役がいる、ということである。経営に関わるという責任感を持って、会計以外のことに関してもしっかりと専門性を踏まえて、自らで考え、適格なコメントや意見を述べる姿勢が重要である。2つ目は、社外役員を不労所得の一環だと思っている公認会計士がいる、ということである。月に1、2回の取締役会、監査役会でいかに成果が出せるかというのが重要で、そのための事前の勉強や準備をしておくことが必要である。
- 独立性は身につけている。社外役員として会社のボードメンバーに入るわけであるから、「会社のため」(×経営者のため)という意識を持って(ステークホルダーの目線で)、しっかりと意見を述べてもらいたい。
- 公認会計士だから、ではなく、社外役員としての能力を身につけてもらいたい。社長・CEOとしっかりと議論ができる姿勢が必要である。
- 伊藤レポートについては、参考になる考え方が多く含まれていると思うので是非読んでもらいたい。特に、伊藤レポートでのインベストメントチェーンの図で示される流れを頭に入れておくことが望ましい。

- ・ 社外役員としてその責任を果たしていくためにも、D&O 保険 (Directors and Officers 保険：会社役員賠償責任保険) への加入や常勤の監査委員の設置を会社にしっかりと要請してもらいたい。

(文責：公認会計士社外役員ネットワーク事務局)

以 上